

白川町議会規則第1号

白川町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月11日

白川町議会議長 田口守也

白川町議会会議規則の一部を改正する規則

白川町議会会議規則（昭和62年白川町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(情報通信端末機器の使用)</u></p> <p><u>第103条の2 議場に入る者は、情報通信端末機器（議長があらかじめ指定するものに限る。）を持ち込み、会議において使用することができる。</u></p> <p>（新聞等の閲読禁止）</p> <p><u>第107条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙、書籍の類又は情報通信端末機器を用いて取得した情報やデータを閲読してはならない。</u></p>	
	<p>（新聞等の閲読禁止）</p> <p><u>第107条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類</u></p> <p><u>を閲読してはならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。